

令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する河原町総合体育館及び河原町勤労者体育館の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
84,106	令和8年度～12年度					84,106

【事業の目的】

鳥取市河原町総合体育館及び鳥取市河原町勤労者体育館（以下「鳥取市河原町総合体育館等」という。）に指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者を公募し、鳥取市河原町総合体育館等の管理運営を令和8年度より5年間委託する。指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。

1. 利用に関する業務（利用申込受付、利用案内、スポーツ指導、利用料金の徴収等）
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理等）
3. その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

【これまでの関連する取組】

平成30年度 指定管理者制度へ移行（3年間）
令和3年度 指定管理者制度の更新（5年間）

現指定管理者 株式会社風土資産研究会
 前回債務負担額 令和3年度～令和7年度 67,937千円
 指定管理料 R3 13,587千円 R4 13,587千円 R5 13,587千円
 R6 13,587千円 R7 13,587千円 計 67,935千円
 電気代等高騰分 R4 780千円、R5 418千円

【今後の取組】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

1. 公募を実施
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定
3. 12月議会で指定管理者の指定議決
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示
5. 3月中に基本協定書の締結
6. 指定管理者交代の場合、3月末までに引継ぎ
7. 令和8年4月1日より管理開始